

基 議 総 文 第 3 4 1 号
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

基山町議会
議長 鳥 飼 勝 美 様

総務文教常任委員会
委員長 品 川 義 則

総務文教常任委員会視察研修報告について

総務文教常任委員会がおこなった視察研修について別添のとおり報告をします。

平成25年度

総務文教委員会視察報告書

1. 視察日程

平成25年10月15日～17日

2. 視察先および目的

- (1) 神奈川県中郡大磯町
大磯町自治基本条例に関する調査・研究
- (2) 神奈川県高座郡寒川町
自治会運営に関する調査・研究
- (3) 神奈川県足柄下郡湯河原町
図書館に関する調査・研究

視察参加者

委員長	品川義則
副委員長	木村照夫
委員	大山勝代
委員	河野保久
委員	牧蘭綾子
同行	鳥飼勝美議長

1 日 目 1 0 月 1 5 日 (火)

神奈川県中郡大磯町

■町の概要

人 口 32,496人(平成25年10月1日現在)

世帯数 12,652戸(平成25年10月1日現在)

面 積 17.23km²

概要 神奈川県の中央南部に位置し、南は駿河湾、北と東は平塚市、西は二宮町と境を接している。市街地は国道1号沿いの平坦部に形成され、町の65%を丘陵部が占め、気候は海岸沿いに流れる暖流の影響で温暖。明治18(1885)年に、初代・陸軍軍医総監松本順が西洋医学の先端医療として、海水浴を推奨し、照ヶ崎海岸に海水浴場を開設。明治20年には大磯駅が開業し、海水浴客が増え、政財界の重鎮たちの別荘もでき保養地として大磯の名が全国に広まった。その後、明治30(1897)年には、伊藤博文が温暖な大磯の気候が気に入り、居を移した。以来、自然を保護し、天与の景観を守りつつ、自然と調和した民主的なまちづくりに向けて発展しつつある。また、平成26年12月(2014年)には合併60周年を迎える。



『大磯自治基本条例による

町民参画と協働のまちづくりへの取り組み』

(庁舎内において説明)

■視察目的

まちづくりへの町民参画と協働による取り組みについて

■視察先説明者

大磯町議会議長 奥津 勝子氏
町民福祉部町民課 矢野 孝課長

■事業概要

(1) 条例制定までの取り組み

平成21年度

- ワークショップ委員募集&開催(9回)
- 講演会の開催 神奈川大准教授 諸坂佐利氏
- 議会への説明

平成22年度

- 条例策定委員会の開催及び報告書提出
- 講演会の開催 自治総合研究所所長 辻山幸宣氏
- パブリックコメント実施
- 議会への報告

平成23年度

- 6月議会上程、全会一致で可決
- 9月1日条例施行
- 10月1日記念講演会の開催
テーマ「まちの憲法が出来ました」神奈川大准教授 諸坂佐利氏

(2) 大磯町自治基本条例の特徴

- 11条 子どもがまちづくりに参画する権利及び責任
- 13条 コミュニティ活動の推進及び支援
- 20条 会議(執行機関に置く附属機関等の会議)の公開

(3)「参画と協働によるまちづくり」取り組み状況総括表作成

□ 目的

町が自治基本条例に則った施策を行っているかの確認のために作成

□ 取り組み事例

○ 防災ミーティングの実施 (条例第5条・第27条に関連)

町民自ら訓練を企画し、実践、チェック、改善し、効果的な訓練を行い地域の防災力を高めるため、ミーティングを実施、テーマ[みんなで計画 地域の防災力]、訓練項目、日程を決定、訓練の振り返りを行う。

○ 卓話集会の開催 (年2回開催・町長が説明) (関連第5条)

平成23年度

- ・東日本大震災後の防災力を高めるため

「災害に強いコミュニティづくり」 全地区24箇所 参加者643人

- ・ゴミの広域化処理計画を検討

「ゴミの減量化・資源化に向けて」 23箇所 参加者473人

平成24年度

- ・国民健康保険運営の財政健全化を図る (一般財源から繰り入れている状況)

「5年後、10年後の健康を考える」 24箇所 参加者507人

- ・少子化対策

「みんなで考えよう」～子育てしやすい町 大磯～

8施設で各2回 参加者246人

○ おあしす24健康おおいそ (関連第5条)

平成23年度から保健士、管理栄養士が地区会館を訪問。健康に関する指導、講話や健康相談を受ける。血圧、尿、骨密度の簡易検査を行う。2年間で参加者4,600人、相談件数760件、24年度から、地区開催おあしす、母と子のおあしす、お宅d eおあしす、検診結果を保健士・管理栄養士が説明する会を実施、平成25年度からは神奈川県と連携して海老名市・寒川町・大磯町で重症化予防を実施する。

□ 今後の取り組み

自治基本条例運用検討委員会の設置

- ・条例の改正や運営面での充実を図るため、必要な制度の研究
- ・制度制定後の社会情勢などに対応したものとなっているかの確認

5年を超えない機関で検討・見直し

- ・各条文が本町にふさわしいかあり続けているか内容の検討
- ・町民委員会を設置 (町民意見の反映)

■質疑応答

Q：条例第11条の子どもがまちづくりに参画する権利及び責任と明確に謳っているのはなぜか。

A：子ども議会を開催した時に、高学年の小学生からJR東海道線の地下道の壁面がいたずら書き等で汚くなっているのが綺麗にしてとの意見があった。町から手を貸してくださいと呼びかけて子どもと一緒に壁面を補修した。常々町のほうから文化活動に参加しましょう、ボランティア活動に参加しましょうと呼びかけていた。現町長がこの条文の発案者で町民の参加の中に子どもが入っていなかったのが、子どもにも意識を持って貰わなければ大磯町の将来はないという考えからこの条文を入れた。またこの一環として中学生を対象としたパンフレットを作成し配布した。

Q：卓話集会の取り組み方はどのようにしているのか。

A：1ヶ所1時間半から2時間の予定で、町からの情報の提供を30分から1時間、その後30分程度意見交換を行う。災害に強い街づくりをテーマにした時は、広く捉えればすべてが災害に関することになるので様々な意見が出た。意見にはできることできないことに関わらず全て回答をした。できないことについては理由をつけて答えている。条件が変わらなければ答は変わらないので同じ意見が2回出ることはあまりありません。

Q：職員の移動等による条例運用に不都合な部分などは出てきていないか。

A：そういうことも出ているので、5年間での見直しが必要になってくる。その時の状況に応じた、社会状況にあっているのか改正をしないまでも、検証する必要がある。

Q：見直しを行う手順はどうするのか。

A：町民に投げ負ける前に庁内で組織を作って見直しのスケジュールを確認する。町民委員会で出た内容を条例に反映するかを行政側も町民にわかりやすいように、だれでもが理解しやすいようにして、関係のある係が検討してその後自治基本条例運用検討委員会にかける。

議会運営について奥津勝子議長との質疑応答

Q：自治基本条例ができて議会として意識していることはなにか。

A：町民の意見を聞く、町に対してもしっかりと町民の意見を聞くということを特に意識している。

Q：大磯町議会の活動にある一般会議、自由討議とはどのようなことですか。

A：一般会議は議会基本条例第5条2項地方自治法で定める委員会のほか、町の団体と意見および情報を交換する場を置くことができる。これからは、議員の資質を上げる意味で有識者を迎えて見識を深めていこうと考えている。自由討議とは、採決の前に議員間の合意構成を行う会議である。

2日目10月16日（水）

神奈川県高座郡寒川町

■町の概要

人 口 47,521人 （平成25年10月2日）

世帯数 18,631戸（平成25年10月2日）

面積13.42km²

概要 神奈川県中央部を流れる相模川の河口から上流約6kmの左岸に位置し、東西南北を藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、海老名市、厚木市に接しています。標高は5～27mの平坦な地形で相模川等によって形成された沖積低地となっている。台地部分は宅地と畑が占め、山林はわずかしかな。沖積低地は、水田の割合が多いものの、昭和30年代以降の埋め立てにより宅地化されている。東京駅まで東海道線で約1時間と近距離にあり、東京まで50km、横浜まで30kmで首都圏に位置している。現在2つの計画に取り組んでいる。町内の倉見地区に新幹線の新駅誘致活動をしている。神奈川県も期成同盟会を設置しリニアモーターカー開通時に合わせて新駅をと取り組んでいる。この計画と同時に平塚市とのツインシティ計画に向けた活動をしている。また、平成25年4月に部分開通した相模縦貫道のインターが町内2箇所に来り周辺地区の開発を行っている。平成27年全面開通時には東京の八王子市まで30分弱でいけることになる利便性を活かし流通の面でも企業進出に期待をしている。



『自治会機構・運営について』

(庁舎内において説明)

■視察目的

自治会気候と運営について

- ・自治会長連絡協議会
- ・行政と自治会の関わり

■視察先説明者

寒川町議会	杉崎隆之議長
寒川町議会	大久保邦夫事務局長
協働文化推進課	田中課長
協働文化推進課協働担当	伊藤主査
協働文化推進課協働担当	吉田主査主事

■事業概要

(1) 自治会長連絡協議会の概要

自治会の沿革

昭和37年11月	寒川町区長連絡協議会学長19名で組織される。
昭和49年4月	区長は町特別職の行政嘱託員となる。
昭和53年5月	自治会連絡協議会として新たに21名の自治会長で組織される。
昭和59年4月	行政嘱託員が行政員に名称変更。
同9月	寒川町自治会だより発行。
平成12年3月	行政員廃止。
平成17年9月	地域集会所の運営管理のため「地域集会所運営委員会協議会規約」制定、自治会長による地域集会所運営委員会が各施設に設置される。
平成18年4月	「地域集会所施設管理に関する基本協定」を締結。
平成19年2月	「自治会長連絡協議会規約」を改正。 「自治会会長連絡協議会役員選挙に関する規定」を制定。
平成22年3月	「さむかわの自治会について」パンフレット作成。
平成23年1月	「自治会運営マニュアル」発行。
平成24年9月	9月を「自治会加入月間」として定め、加入の働きかけを行う。
平成24年12月	寒川町不動産業協会、自治会長連絡協議会、寒川町の3者で「寒川町における自治会加入促進に関する協定」を締結。

(2) 自治会長連絡協議会 (町内23自治会会長で組織)

① 主な活動

ア 定例会議 (毎月1回)

- ・自治会長連絡協議会
- ・行政連絡会議 (町からの協力依頼事項)

イ 研修会等

自治会長連絡協議会視察研修 (バス日帰り)、自治会長研修会

ウ 議会との懇談会

町議会議員との懇談・意見交換

エ 理事者 (町執行部) との懇談会

行政要望意見について町理事者との懇談・意見交換

オ 総務委員会

自治会運営マニュアルの修正、自治加入促進に関する事項

カ 自治会だより編集委員会

自治会だよりを年1回 (6月) 発行、全世帯に配布

キ 避難所運営連絡協議会、避難所地区別運営委員会

避難所運営に関する事項、自治会・自主防災マニュアルの策定

ク 災害時要援護者支援制度推進分科会

災害時用支援者の把握、支援誘導等

ケ 認知症高齢者サポーター養成講座の支援

認知症高齢者サポーター養成

② 予算 (平成25年度)

《主な歳入》	会 費	974,460円
	(基本額15,000円+世帯割45円×世帯数)	
	町補助金	240,000円
《主な支出》	事業費	1,089,875円
	(視察研修319,875円)	
	(自治会だより430,000円) 等	

③ 自治会長連絡協議会規約 (主な条文)

- ・会 員 協議会は、町内の自治会長を会員として組織
- ・協議会の会議 総会、役員会、委員会
- ・役員及びその職務 . . . 会長1名、副会長2名、会計1名、書記1名
監査員2名
- ・任 期 役員の任期は1年。但し再任を妨げない。

自治会長連絡協議会役員選挙に関する規定（主な規定）

- ・選挙は役員7名連記無記名投票、立候補、推薦制度は採用しない
- ・会長は役員選挙当選者7名を会長候補として、会長選挙を行う。
- ・役員職務は会長が任命する。
- ・会長は3年を超えて連続して行うことが出来ない。

（3）各自治会の組織

- ① 組織数 23自治会
- ② 加入世帯数（平成25年7月1日現在） 13,993世帯
- ③ 加入率 75.3%
- ④ 主な活動
 - ア. 環境衛生 まちぐるみ美化運動への参加
河川美化キャンペーン
資源ごみ等の回収
 - イ. 健康・レクリエーション 各自治会で取り組み
 - ウ. 防災 防災訓練の参加
自主防災訓練、防災資機材の備蓄
 - エ. 交通・防犯 カーブミラー等の設置要望
 - オ. 福祉 日赤募金、共同募金、年末助け合い募金
会福祉協議会バザー等の協力
災害時要援護者支援制度
 - カ. 行政 町等の行政情報の周知回覧
 - キ. 地域 コミュニティ老人会等の団体活動援助、
地域サロンなどの活動、地域集会所の運営

（4）各種補助制度

【自治会活動交付金】

- 目的 行政連絡業務、自治会活動に対して交付
- 均等割 1自治会につき年額120,000円
- 世帯割 1世帯につき年額230円

【自治会長連絡協議会への補助】

- 目的 自治会長連絡協議会の活動に対して補助
- 補助金額 予算の範囲内の額年額240,000円

【地区集会所運営費交付金】

- 補助対象者 自治会・町内会
- 補助の対象 集会所の運営に対する補助
- 補助金額の基準 1集会所30,000円

■質疑応答

Q：自治会長連絡協議会規約、自治会長連絡協議会役員選挙に関する規定、自治会運営マニュアルは町が作成したのか。その効果はあったのか。

A：平成19年2月に制定し、同年3月施行で町が作成した。

各自治会の活動が活発してきたのもこの時期である。それまではマンネリ化した雰囲気があり、自治会も加入者が減ってきた。また、この時期は町の財政難で補助金をカットした。自治会も色々変えなければいけないという機運が高まった。

Q：自治会連絡協議会会長の任期が3年を超えないことになったのはなぜか。

A：平成19年に制定し選挙を実施してきたが、会長、役員が固定化していったのでこの文言は、4年後の平成23年度に改正された。

Q：各自治会の役員選考はどのようになっているのか。

A：自治会毎の規約で行っている。1年毎に自治会長が変わるように決めている自治会もある。長年同じ方が務める自治会もある。その自治会では、後継者が見つからないから仕方なくやっていると事だった。自治会長を選挙で決めている自治会はない。

Q：世帯数が多い自治会は2270戸、少ない自治会は95戸と規模が違うのはなぜか。

A：寒川町は元々の字（あざ）は12字。その後大きな企業を誘致し、企業が社員寮や住宅を作ったところが7つの自治会となり昭和37年に19の自治会が出来た。近年、県営住宅（360戸）、大型のマンション（448戸）等が建設され4自治会が出来、今の23自治会となった。

Q：自治会費はどれくらいか。

A：1戸年間1,000円から4,000円までである。

Q：自治会に集会所の資産管理等はどのようにしているのか。

A：地域集会所が12ある。字単位で町が出資をして町が建設・管理して自治会に運営してもらっている。また別に地区集会所が24ある。これは、地域の中で生まれた児童館、公民館、集会所など地域で出来たものである。しかし、各施設が老朽化してきているが、出来た経緯があるので修繕、補修を対象に補助金を交付している。建て替え費用までは出していない。

Q：昭和59年に行政嘱託員を行政員に変更し、平成12年に廃止をされ自治会長制に変更された経緯とその後の変化は。

A：寒川町は大きな市に囲まれている。人口が増えるに従い新しい町民が増えてきた。区長は一種の名誉職という考え方が住民ニーズに合わなくなってきたのが要因だろう。以前は報酬を支払ってきたが、今では、無報酬の自治会長がいるのでボランティアの意識が高くなり、多くの建設的意見が出るようになった。また、町も従前と違い自治会長にお願いをしているとの意識がある。

『図書館に関して～事業内容の活動について～』

(湯河原町立図書館にて)

■視察目的

図書館事業の活動内容について

図書館協議会の役割と権限

■視察先説明者

湯河原町教育委員会 篠原 通夫教育長

湯河原町教育委員会 岩本 知三事務局長

湯河原町立図書館 石倉 善子館長

■事業概要

(1) 団体貸出

事業内容	町内の保育園、病院等施設に配達により図書を貸し出し、施設入園者等が施設内で図書を利用できるよう提供している。
貸出先	幼稚園、保育園（公立及び私立を含む）7箇所、総合病院2箇所 高齢者福祉施設2箇所、町福祉施設2箇所、私立文庫1箇所 計14施設
貸出回数	延べ44回（14施設に年3回但し福浦幼稚園は5回）
貸出点数	10, 212冊
貸出期間	おおむね1ヶ月から3ヶ月
貸出内容	絵本及び紙芝居等(児童向け)・小説及びエッセイ等（一般向け）
貸出方法	核施設に配達、指定箇所へ配架
配架場所	図書コーナー、談話室等

(2) 障がい者サービス

事業内容	町内在住の視覚障がい者に配達により朗読CD等を貸し出し
対 象	視覚障がい者 2名
貸出回数	年6回（配達回数）
貸出点数	39点
貸出期間	おおむね2ヶ月
貸出内容	雑誌「新刊展望」（テープ版）、図書館所蔵の各種朗読テープ及びCD等
貸出方法	対象者に配達による貸し出し

(3) 出張図書館

事業内容	「敬老のつどい」開催会場内にブースを設置し、読書普及パンフレットの配布、図書等の貸し出し及び読書相談等を行っている
実施日時	「敬老のつどい」開催日の12:00～16:00まで
配架内容	小説、エッセイ、CD、DVD等約100点
利用者数	約50名
貸出点数	28点（本及び視聴覚資料）
その他	ブックリスト配布150部

(4) おはなし会及びわらべうたの会

ア にこにこクラブ（おはなし会）

実施日時	毎月第2・第4金曜日
対 象	2歳までの乳幼児及び保護者
運営方法	職員1名及びボランティア1名により従事 （職員4名及びボランティア3名による輪番制）
その他	プログラムの選定から実演、終了後の反省会まで、職員及びボランティアが行っている。

イ 土曜日のおはなし会

実施日	毎月第2・第4土曜日
対 象	14:00～14:50 3歳時から6歳時までの幼児及び保護者 15:00～15:30 小学生
運営方法	ボランティア3名が従事（ボランティア13名を2グループに分けた輪番制）
その他	担当職員が毎月のテーマを作成し、ボランティアがこれに沿った絵本を選定。月2回のボランティアによる打ち合わせ会も行っている。

ウ わらべっ子の会

実施日時	5月～7月・9月～11月の第3木曜日（年6回）10:30～11:30
対 象	4ヶ月乳児から就園前までの幼児及び保護者 20組（会員制）
運営方法	職員1名及びボランティア2名が従事（わらべうたボランティア6名による輪番制）
その他	毎月1回の定例会にボランティアと担当職員が参加し、プログラムを決定し、リハーサルを行っている。

エ わらべうたで遊ぼう

実施日時	3月末頃（年1回） 10：00～11：10及び11：30～12：10
対 象	4ヶ月乳幼児から小学生及び保護者
運営方法	職員1名及びボランティア6名が従事
その他	月1回の定例会においてプログラムを決定し、リハーサルを行っている。

オ おはなしだっこ

実施日時	毎月第2・第4木曜日 10：30～11：00、11：10～11：40
対 象	1歳6ヶ月乳児から4歳未満までの幼児 16組（会員制）
運営方法	職員1名、ボランティア8名により従事（輪番制）
その他	月1回の定例会においてプログラムを決定し、リハーサルを行っている。

ケ 学校巡回文庫

小学校巡回文庫 （中学校も同様の活動を実施）

事業内容	蔵書を積載した図書館公用車両で町立小学校を訪問し、図書の貸出及び読書相談等を行っている。
実施日時	毎月1回 授業終了後2時間
実施会場	町立小学校3校 正面玄関等
配架内容	絵本、紙芝居、読み物、伝記、調べ学習用図書等 約800冊
訪問回数	延べ33回
貸出点数	4,643冊
その他	児童からのリクエスト及び学習にも対応

（5） 図書館協議会について

① 図書館協議会の役割と権限、委員構成について

ア 役割と権限

図書館法等の関係法令、条例等のに基づき、図書館運営について審議、意見を述べていただいている。協議会は年2回開催、視察研修回および会議の開催。視察研修は先進地の優良図書館を視察、これまでに国立国会図書館、千代田区立図書館等の県外図書館、神奈川県立図書館、横浜市中心図書館、藤沢市総合図書館等を視察。

また、会議は年度末に開催し、事業報告並びに事業計画等を案件とし、審議している。図書館の活動報告を資料として提出、HPでも公開中です。

図書館協議会の役割は、図書館の理念を尊重し、利用者の視点で運営やサービスを点検しながらより利便性の高い図書館づくりを行っていくことです。

イ 委員構成

協議会の委員は10名、任期は2年で再任を妨げない。現在は18期図書館協議会員を任命している。学識経験者、学校長、社会教育委員、読み聞かせボランティア等により構成している。

■質疑応答

Q：学校巡回文庫を行っているが、学校図書との連携はどのようにしているのか。

A：月1回各学校に司書が訪問し図書室を整理している。その時に図書室の内容を把握している。学校からは本の購入時にアドバイスを求められている。また、数年前から司書が学校の図書館ボランティアと協議をして、図書の配置や図書室の環境についてもアドバイスをしている。

Q：学校図書との違いを簡単に表すものは何か。

A：クイズなどの本を揃えることを考えている。

Q：館内を見せてもらったが、子どもが一人で居たので聞いてみると、母親との待ち合わせだと言っていたが、そんな利用者が多いのか。

A：駅に近いこともあり、近隣住民がそういう利用をしているようだ。

Q：来館者数が多いような気がした、調べ物をしている学生、新聞を読んでいる男性、ソファでくつろぎながら読書している女性など色んな利用をしているように見えたが、そういうコンセプトがあるのか。

A：割と図書館でのんびりと時間を過ごしていらっしゃる方が多い。新聞雑誌を毎日のように読みに来る方が多い。コミュニティの場と利用しもらうとありがたい。これからは少し話をする場所が作ればいいのかと考える。本を読むとか調べ物をするとかいう以上のものを求められているので、どんな付加価値を求められているのか、これから考えていかなければならない。

Q：おはなし会などの募集はどうしているのか。

A：町の広報、図書館カレンダー、学校巡回文庫の時にチラシを配布。夏休みの場合は社会教育でいろんな行事をやっているので1枚のプリントにまとめて小中全校生徒に配布している。



視察をおえて

品川義則

大磯町の町民参画と協働のまちづくりに関して

大磯町では3カ年をかけて自治基本条例を制定し、どうやって町民の生活の中にこの条例を生かしていくのかを主題として取り組んでいると感じた。

行政自らが、従前の事業を自治基本条例に落とし込み、すでに町民が参加していることが、協働という抽象的なことに取り組んでいるかを認識してもらうことによって、これからの大磯のまちづくりや町民の生活、地域の活動の中に自治条例を活用して行くのかを確認しながらの取り組みが行われていた。

また、子どもの権利と責任を条例に加える事で、これからの厳しい自治体の運営を引き継ぐものとして自覚を持つことの意味、引き継ぎを行う我々大人がどんな世界を引き継がせられるのかその重大さを聞かせてもらった。

基山町においても、条例に囚われることなく、普段の生活、これからしなければならない当たり前のことを当たり前のようによっていくことが条例を一番有効に活用したまちづくりができるのではないだろうか。

基山町において具体的な取り組みとしては、まちづくり基本条例の運用を、陳情中心の提案をもうやめるべきである。陳情は従前のような取り扱いを行うべきだ。

まちづくりの提案についてはテーマを提示し広く町民に求めるべきである。地区担当職員制度をもっと有効に活用すべきで、そのためには管理職も一緒にと言うより行政運営に一番詳しい管理職こそ先頭になって町民の中に入っていくべきではないかと考える。

寒川町の自治会運営に関して

自治会長・区長を非常勤特別職として活動してもらうことは、まちづくり基本条例を制定したことによって大きな矛盾が生じているのは明らかなことである。

まちづくりを町民やコミュニティが中心となり共にやっというとしている条例を制定したのであれば、町長と対等でなければならない区長が、町長の下部組織の扱いであることは、いかなる言葉を持ってしても理解を得られるものではないと考える。

寒川町も発展し人口が増えていく過程で従前とは違う考えを持った町民が増えた、このことが制度の見直しの発端となったものである。これは基山町においても同様ではなかろうか。早急な制度の見直しを今後も町執行部に求めていかなければならない。

湯河原町立図書館に関して

昭和54年に出来た湯河原町の図書館は建物としてはたしかに老朽化していた。これはやむ終えないことだ。しかし、館内の雰囲気はまるで別物でイキイキとした感じそれが第一印象だった。地下一階地上三階建ての建物すべてを使い勝手のいい、それぞれの階に意

味と目的をもたせ、また、その意の通りの利用風景であった。地下一階は斜面を利用した作りで、持ち出し禁止の書物庫で調べ物のみができ机も一人用でゆっくりと調べる空気がそこにはあった。一階は玄関を入ると右手には本の貸し出し受付スペース、左には、児童書、絵本が並んだ子どものスペース奥には乳児のための場所も用意されていた。正面には半円形のフリーなスペース、新聞を読み人、読書をする人、ただそこに佇んでいる人それぞれがその場所を楽しんでいるようだった。2階は、本を求めてきた人の場所、好きな本をゆっくりと思いつきの格好で、ソファに足を伸ばして、壁にもたれかかりながら、椅子にきちんと座って、読みたい本を探しながらアチラコチラ、図書館という空気が満ちていたそんな場所でした。4階には、イベントのスペースおはなし会、わらべうたの会、夏にはちょっと怖いお話の会など少し大きな声もそこでは許されるそんなところ、子供の声が一番聞こえてきそうな場所でした。

こんな雰囲気を作っているのが、石倉館長と司書の4人計5人の図書館に対する思い入れがあればこそその結果ではないだろうか。ボランティア募集や、会の参加者募集には特別な方法はなかった。日頃のキメの細かい情報発信や熱心な呼びかけそれだけでした。でもそれは図書館活動の内容にある。5人の多種多様な活動があるからではないだろうか。乳児から高齢者、障がい者まで町民全てに図書を届けたい、読んでほしいその気持ではないだろうか。

基山町は新しい図書館を計画しているが重要なのは町民に使い勝手のいい図書館を提供できるのかではないだろうか。これからもっと多くの町民を図書館建設に巻き込んでいけるのか、また巻き込んでいかなければと思う。

基山町議会
総務文教常任委員会

委員長 品川義則 殿

平成 25 年 10 月 31 日

副委員長
木村照夫

総務文教常任委員会視察報告書

1. 視察目的

総務文教常任委員会は基山町より先に、取組んでいる行政内容をテーマに選定し先進地視察を行った。今後のまちづくりに活かしたいと思います。その内容を報告致します。

2. 視察日 平成 25 年 10 月 15 日～10 月 17 日

3. 視察場所

- (1) 神奈川県大磯町
- (2) 神奈川県寒川町
- (3) 神奈川県湯河原町
- (4) 神奈川県横浜市戸塚区

4. 視察内容

(1) 大磯町の自治基本条例の視察について

① 制定年 2011 年に自治基本条例として明記された参加手法はパブリックコメント方式で審議会の市民公募し住民投票よりとりおこなわれた。

② 第 2 条で大磯町における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範があり、町民及び町は最大限尊重すると明記してある。

③ 理想像のあるべき姿として明示した内容

わたしたちの大磯町は、高麗、鷹取の山なみや、こゆぎるの浜に象徴される美しい自然豊かな景観や由緒ある歴史・文化を有し、温暖な気候に恵まれたまちです。町民は互いに力を合わせ、「紺碧の海に緑の写える住みよいおいそ」を守り、自らに住みよいまちづくりを目指すと、述べてある。

これは町民が積極的に地域活動に参加し、他の人が自分と違う考え方をもっていることをまず認識する公共の心を育み、自ら人の考えを尊重し又、人に尊重されるように努力することをうたっており、大磯町の大きな特徴ではないかと思います。

④ 視察成果及び改善策

ア 参画と協同のまちづくり取り組み事項は、参画と協働のまちづくりを推進するため、総合防災訓練の実施から始まり 14 項目にまたがり多くの取り組みを実施している、その結果まで分析している。

基山町においても詳細に項目を振り分けて、実施計画を具体的に作成し行動に移すべきである。

イ 情報の共有に対して町は、まちづくりに関する情報を町民と共有し町が保有する情報を積極的に公開するとともに分かりやすく提供するとなっている。

基山町も積極的に情報を公開すべきである。

ウ 子どもがまちづくりに参画する権利及び責任が第 11 条で取り上げられている。将来を担う子どもたちに積極的に町づくり参加させている。

基山町も見習う点がある。

エ 第 27 条で、危機管理を取り入れている。町は、町民の身体、生命及び財産の安全性を確保するため、総合かつ機動的な危機管理体制強化するとともに、町民、事業者等、コミュニティ及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図となっている。

基山町においても温暖化影響による大雨土砂災害、河川はんらんが予測されるので、町民の安全対策を取り入れるべきと思う。

(2) 寒川町の自治会運営の視察について

① 寒川町の自治会の沿革

昭和 37 年 11 月に寒川町区長連絡協議会が区長 19 名で組織されていた。昭和 49 年 4 月に区長は寒川町特別職の行政嘱託員となる。昭和 53 年 5 月区長連絡協議会を廃止し、寒川町自治会長連絡協議会として新たに 21 名の自治会長が組織された。昭和 59 年 4 月行政嘱託員が行政員に名称変更され平成 12 年 3 月に行政員が廃止された。

② 組織について

単位組織数 23 自治体で加入世帯 13,993 世帯である。規模は最大世帯 2,270 から最小 95 世帯である。平均 608 世帯で加入率は 75.3%である。

③ 主な活動状況

町ぐるみ美化運動からの環境衛生面から健康・レクリエーション、防災、福祉行政、地域コミュニティまで多々に渡っている。

- ④ 上部組織は寒川町自治会長連絡協議会(23 自治会長で組織)を編成されている。主な内容は定例会議毎月 1 回(第 3 金曜日)に自治会長連絡協議会、行政連絡会議が開催されている。自治会だよりの編集委員会があり、年 1 回(6 月)に発行、全世帯に配布されている。
- ⑤ 寒川町自治会長連絡協議会の規約が作成されている。

⑥ 視察成果及び改善策

基山町においては、区長制度を採用されているが、条例等で具体的明示されてない。今後自治会制度に向けて移行すべき改善内容である。

そのためには、自治会活動の目的を明らかにする。地域に住む人が交流を行い、親睦を図りながら結束して、地域での生活に必要な情報交換を行い、課題に取り組みながら、安全等を推進するための活動行う。また、地域での生活をより良くするため、美化活動、環境活動などを通して、自主的・自発的に共同して、住みやすいまちづくりを進めていくことである。

(3) 湯河原町の図書館視察について

① 図書館の概要

鉄筋コンクリート造り地下 1 階、地上 3 階の構築物で昭和 54 年 3 月に開館されている。敷地面積 1,266 m²、延床面積 1,937 m²の建物で総事業費 4 億 4 2 7 万円である。

② 事業活動について

- ・団体貸し出しについては、町内の保育園や病院等の施設に配達により図書を貸し出し、施設入園者等が施設内で図書を利用できるように提供している。貸出先は幼稚園及び保育園(公立及び私立を含む)を含む計 14 箇所に貸し出ている。
- ・障がい者サービスにおいては、町内在住者の視覚障がい者に配達により朗読 CD 等を貸し出している。
- ・出張図書館があり、「敬老のつどい」開催会場内にブースを設営し、読書普及及びパンフレットの配布、図書等の貸出し及び読書相談を行っている。
- ・学校巡回文庫については小学校、中学校に蔵書を積載した図書館公用車両で町立学校を訪問し、図書の貸出し及び図書相談等をおこなっている。

③ 視察成果と今後の図書館建設に活かしたいこと

視察では先進的な取り組みを行っている優良図書館の湯河原町図書館視察した。

基山町図書館も中央公園内に 1,100 m²の 1 階平屋コンクリート建築物を平成 27 年度完成目指しながら基本構想・設計に入る。

町立図書館の役割りとして、図書館の理念を尊重し、利用者みな様の視点で構築し運営やサービスを重視しながら、より良い利便性の高い図書館建設

に視察の成果を活かして行きたい。

(4) 神奈川県横浜市戸塚区横浜市消防訓練センター

第 21 回全国女性消防操法大会出場の基山町女性消防隊の応援に参加した。

5 ヶ月の訓練の成果もあり、総合得点 76 点で第 9 位の成績で、優良賞を受賞された。選手の皆様方は仕事をもちながら、毎日夜遅くまで訓練されました。その成果で優良賞を勝ち得たものと思います。お疲れ様でした。

以上

視察地	1	神奈川県大磯町
	2	寒川町
	3	湯河原町

1 大磯町

台風が後ろから追っかけてきている中、レンタカーで湘南の海岸線を左に見ながら北上していく。黒松の並木が目新しい。大磯町は面積約 17 平方キロメートル、人口約 32,000 人。町議会定数 14 人中女性議員が 8 人。議長も女性ということにまず驚いた。女性議員が占める割合は全国 1 位で、議会改革度調査での全国ランキングは 21 位、町村では 3 位。

「大磯町自治基本条例」

平成 23 年に制定された自治基本条例の前文

「わたくしたちの大磯町は、高麗、鷹取の山なみや、こゆるぎの浜に象徴される美しい自然豊かな景観や由緒ある歴史・文化を有し、温暖な気候に恵まれたまちです。

わたくしたち大磯町民は、たがいに力を合わせ、『紺碧の海に緑の映える住みよいおおいそ』を守り、さらに住みよいまちづくりを目指しています。

このような自治の理念とその基本を定め、町民と町が、それぞれの責任を果たしながらより効率的で町民ニーズにあった町政の運営を進めるため、自治の原点である町民本位の活力あるまちづくりを推進し、協働社会を築き上げることが重要です。そのためには、積極的に地域活動に参加し、他の人が自分と違う考えをもっているということをまず認識する『公共の心』を育み、自ら人の考えを尊重し、又、人に尊重されるように努力する必要があります。

そこでわたくしたちは町民主体による、より良き地域社会の育成を目指して、大磯町の自治の最高規範として、大磯町自治基本条例を定めます。」

この指針のもと、1 総則 2 基本原則 3 町民の権利及び責務 4 コミュニティ 5 議会および町長等の責務 6 行政の運営 7 住民投票および条例の改正 の 7 章でなっている。

その 3 章の中で、「子どもがまちづくりに参画する権利及び責任」の第 11 条 1 子どもはそれぞれの年齢に応じて、まちづくりに参画する権利を有します。 2 子どもはまちづくりに参画する一員としての自覚を持たなければなりません。の二つが、未来を担う主権者としての子供に視点を当てていることが重要だと感じた。

「大磯町議会基本条例」

大磯町議会基本条例における町民との協働によるまちづくりでの町民と議会との関係では、

- ① 会議の原則公開による町民の議会活動参加の推進
- ② 積極的な情報の公開・提供
- ③ 町民との意見交換のための一般会議の実施

- ④ 多様な町民意見を聴くための議会報告会の開催
- ⑤ 請願・陳情における町民意見を聴く機会の設定

という徹底した情報公開で、町民と議会を密接に結びつけていることが感じられた。

基山町は現在随時議会改革を進めてきている。その先進自治体として大磯町を視察したが、改革度の高さを目の当たりにして議員としての自覚を新たにした。そしてもっと私本人も議会も町執行部も町民もまちづくりを自らの手で推進していくことの重要性を感じた。

2 寒川町

寒川町は町といっても人口約 48,000 人 世帯数 18,200 一般会計の予算額約 128 億円で、基山町とは規模が違う。「自治基本条例」は 2006 年制定。神奈川県 33 市町の中で、初めて制定された。現在 16 自治体が制定し、検討中が 7 自治体。

「寒川自治基本条例」

条例は前文と 10 章からなっている。

平成 14 年度第 5 次寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」制定、本計画実施にあたり、町民と行政がともに考え、協力し合える町民参加(参画)と協働のまちづくりをすすめる中で、この基本条例が策定された。

「さむかわ自治会」

23 地区の自治会があり、主な活動は以下の通り。

- (1) 環境衛生…まちぐるみ美化運動への参加・河川美化キャンペーン・資源ごみ等の回収
- (2) 健康・レクレーション…各自治会での取り組み
- (3) 防災…防災訓練への参加・自主防災訓練・防災資機材の備蓄
- (4) 交通・防犯…カーブミラー等の設置要望・防犯等の設置要望・維持管理
- (5) 福祉…日赤募金・共同募金・歳末助け合い募金・社会福祉協議会バザー等の協力・災害時要援護者支援制度
- (6) 行政…町等の行政情報の周知回覧等
- (7) 地域コミュニティ…老人会等の団体活動援助・地域サロンなどの活動・地域集会所の運営

「寒川町自治会長連絡会」が昭和 53 年から定例で開かれている。主な内容としては以下の通り。

- (1) 定例会議…自治会長連絡協議会・行政連絡会議
- (2) 研修会等…視察研修等
- (3) 議会との懇談会
- (4) 理事者懇談会…行政要望意見等についての意見交換
- (5) 総務委員会…自治会運営に関する事項
- (6) 自治会だより編集委員会
- (7) 避難所運営連絡協議会・避難所地区別運営委員会…避難所運営に関する事項・自治会自主防災

マニュアルの策定

(8) 災害時要支援者支援制度推進分科会

(9) 認知症高齢者サポーター養成講座の支援

「さむかわ自治会だより」

第1回発行は昭和59年で、これまで45号を数え歴史がある。現在は2万部発行し全戸配布されている。自治会への加入率75.3%で、未加入者の加入を促しながら活動が続けられている。

平成25年の「自治会だより」で23自治会の活動報告が載せられているが、以下はその小見出し。

- ・避難訓練で収容人数を確認
- ・継続した防災組織を立ち上げ
- ・災害時食料提供協定を締結
- ・簡易トイレ用便袋を一部自治会負担で配布
- ・目指せ安心安全防犯パトロール
- ・1年間のあゆみ
- ・子どもたちも支えています
- ・自治会全体で取り組んだ防災訓練
- ・地域交流で明るい笑顔
- ・地域に元気を与えるどんど焼き
- ・高齢者への買い物支援を試行
- ・近代的な清掃工場を視察
- ・会員の安全を願う防災訓練
- ・炊き出し訓練で地域の輪
- ・安否確認世帯台帳を作成
- ・防災訓練の重要性を実感
- ・ゲートボール大会と施設見学会
- ・宮山の杜に集う
- ・健康で元気な毎日を楽しみましょう！！
- ・ふれあいサロン「絆くらみ」を開設
- ・ごみ問題意識を高めた施設見学会

協議会会長の巻頭言では「自治会活動の原点は『会員満足』です」と書かれている。輪番での役員だからとか仕方なく参加とかではなくて、自らの意志として自治会活動に取り組む時の理念をこの言葉には表わしていると思った。しかし、悩みや問題点も多いはずだ。

3 湯河原町

基山町はいよいよ新図書館建設に動き出した。議会としては特別委員会を設置して、基山町民の文化・交流の拠点としてよりよい図書館ができるように提言をしていきたい。そのための当委員会は湯河原町立図書館の視察を行った。

観光地として有名な熱海に隣接した湯河原町も温泉地。海からすぐ山が迫り、土地を有効に使っての町であった。私たちが泊った宿舎も急な坂道を曲がりくねりした高台にあった。海から昇る朝日は絶景だった。

「湯河原町立図書館の事業報告」

館長1人・司書3人・事務1人と多くのボランティアの人たちとの連携で、一般閲覧、貸し出しのほかさまざまな事業が展開されている報告を受けた。

1、団体貸出 2、障がい者サービス 3、出張図書館事業「敬老のつどい」 4、学校との連携(小学校巡回文庫・中学校巡回文庫・出前ブックトークの実施) 5、ブックスタート・セカンドブック推進事業 6、おはなし会・わらべうたの会 7、講座、講演会・展示会 8、研修会 9、古本市 10、研修・実習等の受入れ 11、図書館訪問 12 広報周知活動等

いまどきの近代的な図書館と違い古い建物ではあったが、多様な事業の展開と工夫された館内を見せてもらい町民に愛されていることが実感された。

総務文教常任委員会視察研修報告書

I、概要

- ◇ 期日 平成25年10月15日（火）～17日（木）
- ◇ 参加者 総務文教常任委員5名（品川、木村、大山、牧園、河野）鳥飼議長
- ◇ 日程、場所及び研修事案

10月15日	神奈川県大磯町	大磯町自治基本条例について
16日	寒川町 湯河原町	自治会機構について 図書館に関して（運営・事業など）
17日	横浜市戸塚区	全国女性消防操法大会視察 （佐賀県代表基山町女性消防隊の応援）

II、内容

1、神奈川県大磯町

（1）大磯町自治基本条例

①制定目的

地方分権が進む流れの中で、自分達の町の事は自分達で責任を持ち、自分達で決めていくため、町民の参画による協働のまちづくりを推し進めることを目的にしている。

②制定の理由

目的を達成する為に、自治体の仕組・まちづくりの基本原則を規定する＝「自治体の憲法」を作り行政運営の前提となる理念・ルールを明示することが必要。

③制定までの取り組み

- 平成21年5月に条例策定の検討を開始。庁内研究会を開催し、スケジュール・方向性等を協議
- ワークショップ委員を募集（22年度にまたがって9回開催）
- 平成22年に条例策定委員会を開催（町民3名、各種団体代表10名、学識経験者2名、企業1名の計16名で構成、4回開催）。併行して庁内研究会開催。
- 策定委員会の報告書受領。講演会開催、条例案に対するパブリックコメント実施（21件のコメントが寄せられた）。併せて経過を議会へ報告。
- 庁内研究会を開催・策定委員会案の検討を行い議案策定
- 23年6月議会へ上程・総務建設常任委員会で審議し、本会議で全員一致で可決成立。条例を6月9日付にて制定し9月1日付施行。

④制定後の取り組み

- 記念講演会の開催で条例の施行をアピール
- 逐条解説の作成、併せて中学生用パンフレット作成し町民に衆知を図る。

- 防災ミーティング、卓話集会、子ども議会（年1回）オアシス24健康おおいそ等の事業を実施、町民を中心としたまちづくりを展開している。
- 「参画と協働のまちづくり」取り組み状況総括表を、条例と関連つけて年度ごとに作成。
- 今後は運用検討委員会を設置、5年を超えない期間で検討・見直しを続けていく。

⑤所感

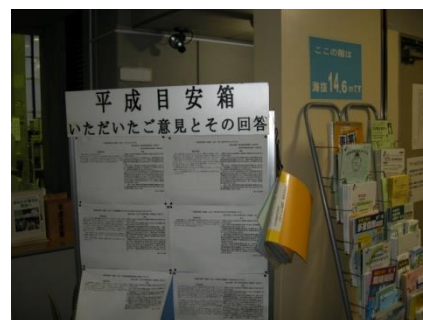
- 条例の中で、子どもがまちづくりに参画する権利及び責任を明記していることは、リーダーのまちづくりへの姿勢が示されており、見習うべきことは多い。
- 子ども議会を年1回開催し、そこで出た意見に対する考えを町長自らの文章で広報に載せている。併せて子ども議会で出た意見の中から、子ども達に自分たちでもできることがないかを投げかけ、参画を呼び掛けている点は素晴らしい（地域の美化運動へ参画する活動が芽生えている）。
- 種々の自主活動を条例をバックとして行っており、町民への広報活動とともに「しかけ」が大切であることを感じた。
- 「まちづくりの取り組み状況総括表」を条例と関連つけて作成している点は参考になるが、それを基山町に求めた場合、仕事量増になりはしないか等の懸念もあり、基山での導入には慎重な対応が必要と思う。

（2）その他

- ① 町議会議員数14名中8名が女性議員で、全国でも女性議員の占める割合が1位。前回の選挙では男性16名、女性8名の24名が立候補、落選した10名は全員男性であったとのこと。原因ははっきりとは聞けなかったが、女性の候補者が地域活動に熱心な方で、その団体の支持を得て立候補し当選とのこと、日常の地道な活動の重要性を感じた。
- ② 旧吉田茂邸再建活動で再建検討委員会を立ち上げ、全国に再建費用に充てる為の寄付金を呼び掛け、25年7月現在で約2億6千万円弱の募金を集めている。
国定史跡基疑城の1350祭に向けて整備をはかるためには、県に頼るだけでなく何か出来ることはないのかと感じた。
- ③ 帰り際の町舎入口に、目安箱への意見書が張り出されていた。町民の考えを広く受け止めようとの町長の思いが垣間見られた。



条例の説明を受ける



町舎の入口にある目安箱

2、神奈川県寒川町

（1）自治会機構について

①沿革

昭和 37・11	区長連絡協議会を組織（19名）
49・4	区長は行政嘱託員（町行政特別職）となる

53・5	区長連絡協議会廃止、自治会長連絡協議会を新たに組織（21名の自治会長）
59・4	行政嘱託員が行政員に名称変更、自治会だより1号発刊
平成12・3	行政員を廃止
19・2	連絡協議会規約改正 連絡協議会役員選挙に関する規定を制定
22・3	「さむかわの自治会について」パンフレット作成
23・1	「寒川町自治会運営マニュアル」発行
24・9	9月を「自治会加入促進月間」として加入の働きかけを行う

②組織

- 寒川町自治会長連絡協議会（町内23自治会の会長で組織）を上部組織として、23の自治会組織がある。
- 加入世帯は13,993世帯・加入率75.3%
- 規模は最大2,270世帯、最小95世帯で平均は608世帯
- 活動員は各会員から年会費（各自治会でばらつきあり）の他、町より自治会活動交付金（均等割年額12万円＋加入世帯当たり1世帯に年額230円の世帯割り）がある。
- 自治会長連絡協議会へは町より24万円/年の補助金。
- 各集会所へはその種別により、町より交付金有。

③町の所管部署

- 平成25年4月より町民担当、防災、教育委員会のうち生涯学習の一部（教育委員会より生涯学習のみ町長部局へ組み入れた）を統合した協働文化推進課（協働係り7名、文化係り2名、防犯アドバイザー1名）が担当となっている。

④所感

- 連絡協議会が主体となり、パンフレット・自治会便りを作成し、自ら加入促進月間を決めて加入率の向上に努力しているのが印象的であった。
- 連絡協議会の役員選挙に関する規定が詳細にわたる事項を含んだ形で規定されているのには驚いた。
すべて無記名投票とし、立候補・推薦制度は採用せず、会長は3年を超えて連続して行うことができないとの取り決めがなされている点など、基山の実態と照らしあわせるとびっくりさせられる。土地柄の違いなのだろうか。
- 時代の流れの中で、役員が短期で交代する自治会が増え、行政との関わり合いにも戸惑いが多くできている背景を踏まえて「自治会運営マニュアル」が作成されている。一度考えてみる価値があると感じた。

☆ 町出身であろう担当課長の話の中で、「名誉職のいろあいが強い区長時代よりも、現在の自治会長の方が自主的に発言・行動する方が多いように感じる」旨の発言は、注目に値する。

(2) その他

①地域担当職員制度について

しっかり地域に根づくまでは管理職が担当し、徐々に職員に移行していく方向のようだ。前向きな自治会への対応姿勢を、基山町の職員、特に管理職の方々には学んでもらいたい。

②自治基本条例

大磯町と同じく、子ども参画を明確にうたっている。しかし事業の具体化には苦勞している様子うかがえた。基山町においても、子どもを中心としたまちづくりへの参画の動きは出てきている、いろいろな形でその動きを応援していきたい。



寒川町のロゴマーク



自治会について意見交換

3、神奈川県湯河原町

(1) 図書館に関して

①館内見学

3 F	会議室、集会室、お話の部屋等催事スペース
2 F	専門書を中心とした一般閲覧、学習コーナー
1 F	一般・児童閲覧コーナー（貸出し希望の多いものを中心）
B 1 F	参考図書室（貸出不可）

※各階にはゆっくり座って蔵書を読む様なスペースが適宜配置されている

②事業活動について

- 団体貸出し・・・幼稚園、保育所、総合病院、高齢者福祉施設等 14 か所に図書を貸し出している。貸出回数は延 44 回、貸出点数は約 1 万冊、貸出期間は 1 ～ 3 か月。
- 障がい者サービス・・・町内在住の視覚障がい者に配達により朗読CDを貸出ししている。
- 出張図書館・・・「敬老の集い」開催会場内にブースを設置、読書普及パンフレットの配布・図書などの貸出し及び読書相談などを行う。
- お話会及びわらべ歌の会の開催・・・対象は主に幼児とその保護者
- その他

としょかんたんけん隊・・・小学生を対象とした「1 日図書館員」の体験講座。夏休みの期間中
2～3 日

こども・ジュニア図書館クラブ・・・小、中学生（会員制）を対象としたブックトーク、読み聞かせを実施

③図書館協議会について

- 図書館法 14 条に基づき、図書館長の諮問機関としている。協議会は年 2 回開催、視察研修及び会議の各 1 回を行っている。
- 委員数は 10 名、任期は 2 年（再任は妨げない）。

学識経験者、学校長、社会教育委員、読み聞かせボランティア等で構成されている。

④学校巡回文庫について

- 小、中学校を蔵書を積載した車両で訪問、貸出及び読書相談を行っている。児童及び生徒からのリクエストにも対応している。

⑤所感

- 蔵書の配置については構造を活用した配慮が見られたし、蔵書（新聞等含）を読めるスペースの設置にも館長の思いやりの心が感じられ、参考になった。
- 「出張図書館」事業は基山町でも参考になるし、やる気になれば実施できるものと思う。
- おはなし会等では数多くのボランティアの方の協力を得て前向きに行われている様子が伺えた。図書館長の人柄も大きな要因となっているが、人を引き付ける工夫（しかけ）も必要と感じた。
- 学校図書館の連携に関して、町立図書館の司書の方が学校に出向き、展示などをアドバイスしているという話を聞き、司書の方は大変であろうが素晴らしいチームプレーだと感じた。
- この図書館を視察して、真の「よい図書館」を作り上げるのは携わる人々の情熱と思いやりであることを体感した。

（２）一般会議について

先方の都合で資料のみとなり、意見交換ができなかったのは残念であった。

資料を見たところ、基山町でも実施している面もあるが、一般会議実施要綱を策定し、前向きな姿勢である様子が伺える。基山町議会でも、議会報告会の開催方法も含め、検討していく必要ありと思う。



図書館内視聴覚コーナー



としょかんたんけん隊お知らせ

4、全国女性消防操法大会視察（基山町女性消防隊の応援）

初めてこの大会を視察して感じたのは「中途半端な気持ち」では、参加できない大会であり、真剣勝負の場であるということだった。

結果は団員の皆様には満足の数々ではなかったかもしれないが、基山町の女性消防隊が、その真剣勝負の場所を体感したことは貴重なことだと思い、拍手です。

Ⅲ、終わりに

台風 26 号を引き連れての 2 泊 3 日の視察であったが、参加者全員の普段の行いの良さ？からか、無事日

程を消化し、意義ある視察研修となったことをまず素直に感謝したい。

今回の視察研修は「箱根駅伝」のルートに沿った3町を訪れてのものであった。各町毎にいろいろ考えさせられることばかりであったが、共通していえるのは「信念をもって仕掛ける」ことの重要性を感じたことであり、そのことがこの研修で一番学んだことである。それらのことを糧として、これからの議員活動に励んでいきたい。



大会の会場風景



基山町女性消防隊の皆さん

『 総務文教常任委員会行政視察報告 』

日程・・・10月14日～17日

報告者 牧藺綾子

(ページ1)

* 今回、神奈川県の大磯町、寒川町、湯河原町に、視察に伺いました。台風26号に追われる形で、福岡空港を朝9時に飛び立ち、天候悪化を心配しましたが、日程をキャンセルすることなく、無事に各町を視察に行くことができました。特徴ある図書館運営のノウハウや実情、自治基本条例制定までのプロセス、制定後の課題など、貴重な経験による内容で、事前の質問事項への説明後、再度の質問で多く聞くことができ、対応して頂いた職員の方々にも深く感謝しています。

10/15

(大磯町・・・人口 約32,000人)

質問内容 「大磯町自治基本条例について」

(1)「町民の参画と協働によるまちづくり」に関して

・地域構想ワークショップ

・まちづくりとアンケート

・「参画と協働によるまちづくり」取り組み活動について

以上の案件に対する町・職員の取り組み方、住民参画のための取り組み方は。

また、基山町の地区担当職員のような取り組みがあるのか。

(2)基本条例に記載してある「紺碧の海に緑の映える住みよいおいそ」という文言は町民からの提案で決まったキャッチコピーなのか、町の様子を入れた文言を条例に盛り込んだのは何か意図してのものか。

(3)29条の条例の見直し及び検討手続きで、町民委員会を設置し町民の意見を聴取するとともに、これを反映させるものとするという部分で、具体的にどういう形で反映されるのか、すでに事例があるか。

(1)条例を策定するに当たっては、策定研究会(庁内職員)10名で盛り込む内容についてを、ワークショップ(計16名)で仕組みやルール作りを、策定委員会(ワークショップとほぼ同じメンバー)で条例案の報告書作成という流れ。アンケートは、無作為で1000人選ばれ、その回収数426通。また、地区担当職員はまだ取り組んでいない。(2)条例に入れた文言は、50年変わらず、7割の町民が指示をしている。(3)第29条の見直し事例に関しては、まだない。(質問に対する説明)

* 印象に残っているのは、第3条(7)コミュニティーに関してで、“町内会・自治会”という表現は言い方が違うだけで、区長は24人で、基山町での非常勤特別職の報酬と違い、自治会の方から活動費として渡すということでした。これには、住民監査請求の裁判があったのが大きな理由のようです。

質問内容

自治会運営について

(1)各組織の役割・構成・運営

・自治会長連絡協議会

(ページ2)

・各自治会

・自治会地域内の地区および班

(2) 宗教的行事(祭り、神社祭典等)の関わり

(3) 寒川町自治基本条例に関連して

・寒川町自治基本条例の第18条で「子供がそれぞれの年齢にふさわしい形で、まちづくりに積極的に参加できるように努める」という部分で、具体的な事業として何か取り組んでいるものはありますか。

・第23条の、「まちづくり活動団体への支援」についてですが、町がする情報等の必要な支援とは、どんな内容を想定してありますか。

(1)自治会運営には、協働文化推進課(防犯アドバイザー1名含む)10名のうち2名が協働担当で推進、住民活動を支援している。この課は、町民課・防災安全課・生涯学習課が一緒になってできた。また地域担当職員は、これを定着させる意図も含め管理職以上が各地域を受けもっている。(2)宗教的行事に関しては、寒川神社に直接関わる自治会もあるので、行政は直接関わらない。(3)第18条については将来を考え、こどもたちが町を自分達が担っていくという意識を持ってほしいとの思いを文言にした。第23条については、制定から6年がたち、ボランティア団体登録要綱を、各団体の横のつながりが持てるようにするため作っている。(質問に対する説明)

* 説明の中で地方自治の町民の意識の高さなのか、協賛企業が減りやめることになった花火大会を青年会議所を中心に町民が基金を集め開催することができた。町としては、消防団が警備の面で参加したという話が聞け、意識の持ち方で行動も変わることを確信できた。

質問内容

「図書館に関して」

(1)事業活動について

・団体貸出

・障がい者サービス

・出張図書館

・おはなし会・わらべうた会などの活動の運営方法

(ボランティアの活動で行っているのか。)

(2)図書館協議会の役割と権限、委員構成について

(3)図書館のHpでの簡単検索で、「午前2時から午前6時の間でメンテナンスのために利用できない時間があります。」という記載がありますが、メンテナンスはどれくらいの費用でどれくらいの回数チェックをしているのか。

(4)事業報告にある「学校との連携」で、小学校巡回文庫、中学校巡回文庫と毎月一回図書館車両で訪問されているが、車両の稼働はどのように決定されるのか。各学校をどのように巡回させ図書の貸し出しをしているのか。

(1)団体貸出は、年齢や貸し出した本を参考に、町内の保育園・病院等へ職員が配達をし、1～3ヶ月ごとに200～300冊を持っていく。また、出張図書館は、町立体育館で貸出し、50名ほどの利用がある。おはなし会・わらべうたの会などでは、図書館ボランティアとして登録をし年に一回の講習で、各会でサポートをしてもらっている。(2)図書館長の諮問機関として年2回開催し、一回は優良図書館を視察している。委員は10名、任期は2年、学識経験者・学校長・社会教育委員、読み聞かせボランティアにより構成されている。(3)メンテナンスの作業時間は、月2時間程度で終日停止は年2回行われている。費用は、図書館システム使用料(月額118,650円)に含まれている。(4)小・中学校の巡回文庫は、8月を除く4月～3月に週一回のペースでまわり、小学校は授業終了後(約2時間)に、中学校は昼休休憩の15分間に貸出している。

* 図書館を見せてもらい、広さを考えた使い方の工夫が随所に見られた。郷土資料館はなく観光協会のコーナーに展示しているとの説明だったが、郷土資料に関する書籍は図書館の一つの場所に集められ、大きめのラベルをつけたり探す人にわかりやすくが徹底された展示の仕方で、すぐそばにはインターネットで書籍検索が簡単にできるようになっていた。今後の基山町の図書館にもあれば思う形が具体的に見えたのがとてもよかったと思う。